

第9回立山町公共交通活性化協議会会議録（要約版）

日 時 令和8年6月4日（木） 10時00分～11時05分

会 場 立山町役場4階 全員委員会室

出席者 別紙「立山町公共交通活性化協議会委員名簿」のとおり

会議録

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 出席者紹介
- 4 委嘱状交付
- 5 これまでの振り返り等について
- 6 報告事項

第31号 第8回立山町公共交通活性化協議会（書面開催）の議事結果について

第32号 町営バスA I オンデマンド運行（予約型運行）実証事業の実施について

ア A I オンデマンド運行について、駅から駅への移動も可能となっているため、競合する課題のある形態である。実証運行の期間に、町営バスや鉄道の利用実態を精査し、明らかに影響が出ていることが判明すれば、ご報告する。（鉄道事業者）

→実証事業での課題の洗い出しとして、駅から駅への移動といった利用があるのか、また他にどのような利用があるのかについては、今後システムを利用することで目に見える形として出てくる。そのような情報も関係者と共有しながら、課題解決に向けて町の公共交通を発展させていきたい。

イ 他協議会では、高齢者が予約申込みの際にスマートフォンを持っていない場合や、コールセンターとのやり取りがうまくいかない等の事例もあり、課題が見えているところがある。実証運行を始める前に、どのような課題が考えられるかについて整理し、本格運行の前に課題解決について意識しながら、実証運行を進めていただきたい。また、今回の実証運行は町外の方も利用できる形態だと思うが、定時定路線のバスを利用していた町外の方が、オンデマンドの開始を知らずに、町に訪れて初めて知ったという声があることも聞いている。そのため、実証運行を始める前に、町外の方に対してもしっかり周知をしてほしい。（国）
→実証事業による課題の洗い出しについては、しっかり押さえていき

たい。また、運行形態の周知についても、精一杯可能な限り行っていき
たいと考えている。皆様の方で何か効果的な周知方法があれば、教えて
いただきたい。

ウ イ勢屋線の運行体系について、現行では定時定路線型で 19 時 16 分
までの運行となっているが、変更後はその時間帯がなくなり、デマンド
型の 18 時で終わりとなっている。その場合、帰りに利用される方は困
るのではないか。(福祉団体)

→伊勢屋線の 19 時台の便は年間を通してほとんど利用実績がない便で
あるため、実証事業の中で、19 時の便を廃止してみて実態を把握させ
ていただきたい。また、今後住民説明会を実施予定であり、対象エリア
の方については、しっかりこの点についてご説明をさせていただきたい
と考えている。

エ 町営バスの時刻表を見ると、伊勢屋行きの便は 18 時で運行終了とな
っている。19 時 5 分五百石駅発の便の一本前に 18 時発の便があるが、
こちらも含めて 18 時から乗ることはできないという解釈でよろしい
か。(学識経験者)

→18 時より少し前に五百石駅を出発する便があり、こちらの方は 19 時
台に比べると若干利用者が多くなっている。今後、システムの運行事業
者が決まれば、運行時刻を 18 時までの乗車とするのか、あるいは降車
とするのかといった詳細を詰めさせていただきたいと思う。

オ AI オンデマンド運行で使用する車両は普通車 3 台とあるが、どれ
ぐらいの大きさの車を購入する予定か。また、多くの予約が入った際に、
満車として断られることはないのか。(利用者)

→本事業で使用する車両は、7 人から 10 人以下程度のミニバンタイプ
の車両を想定しており、おおよそ 7 人、3 列程度で利用できる車両とな
る。こちらの車両は、大型免許が不要のため、免許の面でも制限がなく
なり、運転手の確保に少しは寄与できるのではと考えている。また、近
隣自治体の利用実績を見ると、一度に 7 人乗るような利用はあまりな
いことから、おそらく満車になることはないのではないかと考えている。
また満車にすることに重点を置くと、各所を回るルートとなるため、
行きたい場所に行きたい時間に行けるというメリットが少し薄れるの
ではないかと思う。

カ 運転手不足については全国的な問題であり、その確保という点から
すると、健康管理や二種免許については非常に重要視しているし、世の
中でも注目されているのではないかと思う。また、日本版ライドシェア
として、全国的にその機能がどのように発揮されたのかということも

含めて、しっかりと議論をしていただきたい。(労働者団体)

→大型免許が必要な車両ではなくなり、また二種免許も条件にせず、運行事業者へ委託をしたいと考えている。必要な講習を受けていただいた運転手をお願いしたい。芦峠寺線については、すでに二種免許を不要としており、必要な講習を受けた運転手を登録している地元の協議会へ運行を委託している。それと同じような形で、タクシー事業者へ委託することを考えている。また、運転手の健康管理についても、タクシー事業者へお願いしたいと思っている。

第 33 号 立山町地域公共交通計画の実施に関する最近の動向について

第 34 号 国庫補助金の活用について

7 協議事項

第 23 号 副会長の選任について

⇒異議なしにより、次のとおり選任。

副会長 野中 順史 立山町副町長

第 24 号 令和 7 年度事業実績及び決算について

第 25 号 立山町地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務委託について

第 26 号 立山町公共交通活性化協議会規約の一部改正について

⇒挙手全員により、第 24 号、第 25 号、第 26 号は原案のとおり承認。

8 その他

ア 県の交通戦略に整合をとった形で計画を策定していただき、非常にありがたい。県においても、令和 6 年 2 月に策定し、現在は実行フェーズに入っているところであり、さらに県民の皆さんにご理解、共感いただきながら、参画いただくということを考えている。県でも、PR 事業などを実施しており、町と連携できるところがあれば、連携していきたいと思う。

また、支援事業をご活用いただければありがたい。(県)

9 閉 会